

次期ごみ処理施設整備・運営事業

実施方針

令和4年1月7日

岐阜羽島衛生施設組合

《目 次》

第1章 用語の定義	1
第2章 特定事業の選定に関する事項	3
1. 事業内容に関する事項	3
2. 特定事業の選定・公表に関する事項	8
第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	10
1. 民間事業者の募集及び選定方法	10
2. 募集及び選定の手順	10
3. 提出書類の概要	12
4. 応募者の参加資格要件	13
5. 審査の機関	17
6. 落札者決定後の手続き	18
第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1. 想定されるサービスの水準・仕様	19
2. 想定されるリスクの分担	19
3. 組合による事業の実施状況の監視	19
4. 地域への貢献	20
第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	21
1. 立地に関する事項	21
2. 計画に関する事項	21
第6章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	22
1. 疑義が生じた場合の措置	22
2. 管轄裁判所の指定	22
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	23
1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	23
2. 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	23
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	23
4. その他	23
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	24
1. 法制上及び税制上の支援に関する事項	24
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	24
3. その他	24
第9章 その他事業の実施に関し必要な事項	25
1. 議会の議決	25
2. 入札参加に係る費用負担	25
3. 実施方針等の公表に関する事項	25
4. その他	26

実施方針添付資料

添付資料-1 事業実施区域

添付資料-2 業務範囲

添付資料-3 契約スキーム

添付資料-4 リスク分担（案）

第1章 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は次のとおりである。

本事業組合	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
関係市町	岐阜羽島衛生施設組合をいう。
本件施設	岐阜羽島衛生施設組合を構成する2市2町（岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町）をいう。
本件施設	本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備のうち、ごみ処理を用途とする施設をいい、工場棟、管理棟、計量棟、スラゲストックヤード棟（溶融を行う場合）、洗車場の他、構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等で構成され、関連施設を除く一式をいう。
関連施設	本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備のうち、住民が使用する施設をいい、地域貢献施設及び多目的広場で構成されるものをいう。
複合施設	本事業において、設計・建設され、運営される施設及び設備である本件施設及び関連施設の総称をいう。
プラント	複合施設のうちごみ処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
建築物等	複合施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
委員会	本事業の実施に際して必要となる事項の検討及び提案審査を行う目的で、組合が開催する学識経験者などで構成される組織「岐阜羽島衛生施設組合一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定委員会」をいう。
応募者	本事業の入札手続きに参加する複数企業で構成される企業グループをいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務めるものをいう。
構成員	応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行うものをいう。
協力企業	応募者のうち、民間事業者の選定後、特別目的会社への出資を行わないもので、本事業の実施に際して、設計・建設業務、運営・維持管理業務のうちの一部を請負又は受託することを予定しているものをいう。
設計・建設業務	本事業のうち、複合施設の設計・建設に係る業務をいう。
運営・維持管理業務	本事業のうち、複合施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
落札者	組合が設置する委員会による評価をもとに、事業契約の締結を予定するものとして組合が決定した応募者をいう。
民間事業者	組合と事業契約を締結し、本事業を実施するものをいう。

建設事業者	本事業において、複合施設の設計・建設業務を担当するもので、複数企業又は共同企業体をいう。
運営事業者	民間事業者の選定後、構成員が出資を行い設立する特別目的会社で、複合施設の運営・維持管理業務を行うものをいう。
残さ運搬事業者	本事業において、残さ運搬業務を行うものをいう。
残さ資源化等事業者	本事業において、残さ資源化等業務を行うものをいう。
運営事業者等	運営事業者、残さ運搬事業者、残さ資源化等事業者など、本事業における運営・維持管理業務を行うものをいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、残さ運搬業務委託契約及び残さ資源化等業務委託契約の総称をいう。
基本協定	民間事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等についての組合と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	民間事業者に本事業を一括で発注するために、組合と落札者及び落札者が設立する運営事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。
運営業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。
残さ運搬業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合、運営事業者及び残さ運搬事業者の三者が締結する契約をいう。
残さ資源化等業務委託契約	本事業の運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、組合、運営事業者及び残さ資源化等事業者の三者が締結する契約をいう。
要求水準書 設計・建設業務編	本事業における設計・建設業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書 運営・維持管理業務編	本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書をいう。
要求水準書	要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編の総称をいう。
入札説明書等	本事業の入札公告に際して、配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書などの書類をいう。
P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)をいう。

第2章 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名

岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 (仮称) 岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設
種類 一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

岐阜羽島衛生施設組合 管理者 岐阜市長 柴橋 正直

(4) 事業目的

本事業は、「次期ごみ処理施設整備基本計画(改定版)」(令和2年3月)に基づき(仮称)岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設の整備・運営について、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な事業を実施することを目的とする。

(5) 事業概要

本事業は、関係市町から排出される一般廃棄物を合理的、経済的かつ衛生的に焼却処理するために羽島市福寿町平方地区に施設整備を行うとともに、20年間の運営管理をDBO(Design Build Operate)方式により実施するものである。

なお、運営期間は20年間を予定しているが、複合施設は約30年使用することを予定し整備・運営を実施する。

本事業に当たっての基本方針は、次のとおりとし、住民に開かれ、地域から信頼された親しみの持たれる施設づくりを目指すものとする。

◆安全で安心できる施設

爆発や火災などの事故が発生しないよう万全の対策を講じるとともに、不測の事故、天災に際しても二次災害を引き起こさないよう安全な施設。そして、地域や作業環境において安全性が確保された施設とする。

◆周辺環境に調和した施設

公害防止対策は、技術的・経済的に対応可能な最高水準のものとし、法に定める基準よりも厳しい自主基準により管理できる施設とする。

◆資源及びエネルギー回収に優れた施設

環境保全や資源の有効利用が求められている社会的背景から、廃棄物を有効利用し、効率的なエネルギー回収、資源の循環型処理ができる施設とする。

◆経済性に優れた施設

建設費、維持管理費、処分費などトータルコストの軽減を意識した施設とする。

◆災害時に対応できる施設

災害の影響を受けることなく、安定的なごみ処理を継続できる施設。また、災害時に地域にエネルギーを供給できる施設とする。

(6) 本事業対象施設の概要

項 目	概 要
事業実施場所	岐阜県羽島市福寿町平方地区
事業実施区域	添付資料-1 参照
民間事業者の 業務及び期間	設計・建設業務：契約締結日から令和9年3月31日まで 運営・維持管理業務：令和9年4月1日から令和29年3月31日まで
主 要 な 施 設	ア 本件施設 ・工場棟、管理棟、計量棟、スラグストックヤード棟（熔融を行う場合）、洗車場 ・構内道路、門扉、圍障、駐車場、植栽等その他関連する施設や設備等 イ 関連施設 ・地域貢献施設、多目的広場
処 理 方 式	ストーカ式焼却炉、流動床式焼却炉、シャフト炉式ガス化熔融炉、流動床式ガス化熔融炉のいずれかの方式
処 理 対 象 物	①一般ごみ（可燃ごみ） ②可燃性粗大ごみの破碎ごみ ③し尿処理汚泥 ④災害廃棄物
供 用 開 始	令和9年4月1日
施 設 規 模	130 t / 日（65 t / 日 × 2 炉、24 時間稼働）
エ ネ ル ギ ー 回 収 率	16.5%以上とする

(7) 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はD B O（Design Build Operate）方式により実施する。

応募者のうち、落札者は、建設事業者として複合施設の設計・建設業務を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社（運営事業者）を設立し、運営事業者として20年間にわたって、複合施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

(8) 契約の形態

組合は、本事業の実施に当たり、次の協定等を民間事業者と締結する。

なお、事業契約は基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、残さ運搬業務委託契約及び残さ資源化等業務委託契約の5つの契約から構成されるものとする。

1) 基本協定

組合は、落札者との間で基本協定を締結する。基本協定には、本事業に関する事業契約の締結に向けて、組合と落札者の立場と義務を確認するとともに、事業契約締結のための基本的事項を定めるものとする。

2) 基本契約

組合は、民間事業者との間で、組合、民間事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項等を定めた基本契約を締結する。

3) 建設工事請負契約

組合は、建設事業者との間で本事業の設計・建設業務の実施のために必要な事項等を定めた建設工事請負契約を締結する。

4) 運営業務委託契約

組合は、運営事業者との間で本事業の運営・維持管理業務の実施のために必要な事項等を定めた運営業務委託契約を締結する。

5) 残さ運搬業務委託契約

組合は、運営事業者及び残さ運搬事業者の三者の間で、本事業の残さ運搬業務の実施のために必要な事項等を定めた残さ運搬業務委託契約を締結する。

6) 残さ資源化等業務委託契約

組合は、運営事業者及び残さ資源化等事業者の三者の間で、本事業の残さ資源化等業務の実施のために必要な事項等を定めた残さ資源化等業務委託契約を締結する。

(9) 事業期間

事業期間は次のとおりである。

1) 設計・建設業務期間

契約締結日（令和5年3月下旬）から令和9年3月31日まで

2) 運営・維持管理期間

令和9年4月1日から令和29年3月31日まで

(10) 事業実施区域

事業実施区域は、「添付資料-1 事業実施区域」に示すとおりである。

(11) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和

45 年法律第 137 号) をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

(12) 事業期間終了後の措置

運営・維持管理業務の委託期間は 20 年間としているが、組合は複合施設の長寿命化を図り、約 30 年の安定稼働を確保することを目標としているため、民間事業者はそのことを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に複合施設を組合の定める明渡し時における要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。なお、事業期間終了時の措置について、運営開始後 16 年目(令和 24 年度)の時点において、組合及び民間事業者は協議を開始するものとする。なお、事業期間中に大規模改修工事を実施することは想定していない。

(13) 事業の対象となる業務範囲

組合及び民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

1) 民間事業者が行う業務

(ア) 複合施設の設計・建設に関する業務

【複合施設の設計に関する業務】

- ① 複合施設の設計
- ② 組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ③ 組合が行う循環型社会形成推進交付金(以下「交付金」という。)申請支援
- ④ 組合が行うその他許認可申請支援

【複合施設の建設に関する業務】

- ① 複合施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請(支援を含む。)等
- ③ 近隣対応(民間事業者が対応すべき範囲)

(イ) 複合施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務(関連施設利用料金の徴収、焼却残さ等の運搬、資源化等を含む)
- ② 維持管理業務
- ③ 測定管理業務
- ④ 防災管理業務
- ⑤ 関連業務(植栽管理、施設警備・防犯、見学者対応等)
- ⑥ 情報管理業務

2) 組合が行う業務

(ア) 複合施設の設計・建設に関する業務

- ① 用地の確保
- ② 近隣同意の取得・住民対応
- ③ 複合施設の交付金申請手続き
- ④ 複合施設の設計・建設モニタリング
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

(イ) 複合施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 住民対応
- ② 行政対応
- ③ 運営・維持管理モニタリング
- ④ 本件施設への処理対象物の搬入
- ⑤ 処理不適物の運搬・処分
- ⑥ 余剰電力の売却
- ⑦ その他これらを実施する上で必要な業務

(14) 民間事業者への支払

本事業における民間事業者への支払は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

1) 複合施設の設計・建設業務に係る対価

組合は、複合施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設業者に支払う。

2) 複合施設の運営・維持管理業務に係る対価

組合は、複合施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。

3) 運営・維持管理業務のうち残さ運搬業務に係る対価

組合は、残さ運搬業務の対価として、残さ運搬業務委託費を運営事業者に支払う。

4) 運営・維持管理業務のうち残さ資源化等業務に係る対価

組合は、残さ資源化等業務の対価として、残さ資源化等業務委託費を運営事業者に支払う。

(15) 余熱利用計画

民間事業者は、焼却処理により発生する熱エネルギーを利用した発電を行い、電力として複合施設内で利用するとともに温水を地域貢献施設へ供給すること。なお、余剰電力は電力会社等へ売電する。

売電収入は組合に帰属するものとするが、民間事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

(16) 組合が適用を予定している交付金について

本事業は、国の交付金の対象事業となる予定である。交付金の申請等の手続きは組合において行うが、民間事業者は組合が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関係資料の作成を行うこととする。

(17) 事業スケジュール（予定）

1) 実施方針の公表	令和4年 1月 7日
2) 入札公告	令和4年 4月
3) 事業提案書の受付	令和4年 9月
4) 落札者の決定	令和4年 12月
5) 仮契約の締結	令和5年 2月
6) 契約議案の議会への提案	令和5年 3月
7) 事業契約の締結	令和5年 3月
8) 複合施設の設計・建設	令和5年 4月～令和9年 3月
9) 複合施設の運営・維持管理	令和9年 4月～令和29年 3月

2. 特定事業の選定・公表に関する事項

組合は、本事業の実施に向けた手続きを進めるに当たり、PFI法第7条に規定する手続きに準じて特定事業の選定を行うこととする。

(1) 選定基準

組合は、公設公営（以下「従来方式」という。）により本事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「従来方式による公的財政負担の見込額の現在価値」という。）と、DBO方式により本事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値（以下「DBO方式による公的財政負担の見込額の現在価値」という。）を比較し、DBO方式による公的財政負担の見込額の現在価値が従来方式による公的財政負担の見込額の現在価値を下回ると認められる場合に、PFI法第7条に規定する手続きに準じて、本事業をDBO方式により実施することが適切であると認めた特定事業として選定する。

(2) 選定方法

組合は、PFI法及びVFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成30年10月23日施行）等に定める方法に従ってVFMを評価するものとし、従来方式で実施した場合とDBO方式で実施した場合において、いずれの場合においても達成される成果の水準

が同一であるとした場合において、DBO方式で実施することにより公的財政負担の縮減が期待できる場合にVFMがあるものとして評価する。

(3) 選定結果の公表

組合は、本事業をPFI法第7条に定める手続きに準じて特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、組合のホームページへの掲載等により速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないことにした時も同様に公表する。

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定方法

組合は本事業をPFI法第7条に定める手続に準じて特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する事業者を公募する。事業者の選定は、公平性・透明性確保の観点から総合評価落札方式による一般競争入札で行うことを予定している。

2. 募集及び選定の手順

組合は次の手順により、事業者を選定することを予定している。なお、具体的な日程については入札公告時に示す。

内 容	日 程
① 実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和4年1月7日（金）
② 実施方針等に関する質問・意見の受付期限	令和4年1月28日（金）
③ 上記質問への回答公表	令和4年2月28日（月）
④ 特定事業の選定の公表	令和4年3月下旬
⑤ 入札公告及び入札説明書等の公表	令和4年4月初旬
⑥ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限	令和4年4月中旬
⑦ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和4年5月中旬
⑧ 入札参加資格審査書類受付	令和4年6月上旬
⑨ 入札参加資格審査結果の通知	令和4年6月下旬
⑩ 現地見学会	令和4年6月下旬～7月上旬
⑪ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	令和4年7月上旬
⑫ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和4年8月上旬
⑬ 対面的対話	令和4年8月下旬
⑭ 事業提案書等入札書の受付	令和4年9月下旬
⑮ 落札者決定	令和4年12月下旬
⑯ 基本協定締結	⑮の後速やかに
⑰ 事業契約仮契約締結	令和5年2月下旬
⑱ 事業契約本契約締結	令和5年3月下旬

（1）特定事業の選定の公表

組合は、本事業を実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できること、又は同一の水準にある場合においては公共サービスの水準の向上を期待できることを特定事業の選定の基準とする。組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

特定事業の選定を行ったときは、その経過と評価の内容を速やかに公表する。

(2) 入札公告

組合は、事業者の選定等を行うに当たり、本事業の入札公告をするとともに、組合のホームページへの掲載により公表する。入札公告に際しては、入札説明書等を配布する。

(3) 質問受付

組合は、入札説明書等の内容に関する質問を受け付ける。

(4) 質問回答の公表

組合は、上記(3)による質問及びこれに対する回答を組合のホームページへの掲載により公表する。

(5) 入札参加資格審査申込み

応募者は、入札説明書の定めるところにより、一般競争入札参加資格審査確認に必要な書類（以下「入札参加資格審査書類」という。）を提出するものとする。

(6) 入札参加資格審査結果の通知

組合は、入札参加資格審査書類を提出した応募者を対象として競争参加資格の有無を確認し、その結果を応募者に通知する。入札参加資格があると認められた応募者は、以後の手續きにおいて本事業の実施の対価を示した入札書並びに本事業の実施に関する計画及び提案を示した事業提案書（以下「事業提案書」という。）を提出することができるものとする。

(7) 現地見学会の実施

入札参加資格審査通過者を対象に、組合は現地見学会を行う予定である。現地見学会は、入札参加資格審査通過者における事業実施区域に対する疑義の解消を目的として実施するものである。

なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

(8) 対面的対話の実施

入札参加資格審査通過者を対象に、組合は対面的対話を行う予定である。対面的対話は、入札参加資格審査通過者における組合の事業目的(事業の位置づけや特徴等)への理解促進、事業提案書における要求水準の未達回避、より大きな民間の創意工夫の発揮を目的として実施するものである。

なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

(9) 事業提案書及び入札書の提出

応募者は、入札説明書の定めるところにより、事業提案書及び入札書を提出するものとする。

(10) 落札者の決定及び公表

入札提案書類については、委員会において総合評価の方法により、事業提案書を審査する。組合は、委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、各応募者に通知するとともに、組合のホームページで公表する。

(11) 審査講評

組合は、入札書及び事業提案書の内容を総合的に評価した結果を、各応募者に通知するとともに、組合のホームページへの掲載により公表する。

3. 提出書類の概要

一般競争入札参加資格審査書類として、応募者を構成する企業に係る資格及び実績等を確認するための資料の提出を求めることを予定している。

(1) 提出書類の内容

事業提案書としては、次の1)から3)までに掲げる事項を主な内容として含む事業提案書の提出を求めることを予定している。

- 1) 基礎審査に関する提出書類
- 2) 非価格要素審査に関する提出書類
- 3) 事業計画に関する提出書類

詳細は、入札公告時に提示する。

(2) 提出書類の取扱い

1) 著作権

提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、組合は、これを無償で使用することができるものとする。

また、選定に至らなかった応募者の提出書類については、落札者の決定後、組合が適切に処分する。

2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運転管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

3) 資料の公開

組合は、落札者の決定後、選定結果の公表の一環として、必要に応じて応募者から提出された事業提案書（選定に至らなかった応募者からの事業提案書を含む。）の一部を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができるなど、公開されることにより提案した応募者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該応募者と協議することとする。

4. 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。

また、設計・建設業務及び運営・維持管理業務の実施に当たっては、次に示す応募者の構成とすること。

(1) 応募者の構成等

- 1) 応募者は、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を実施する予定の複数企業で構成する企業グループとする。
- 2) 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業のうち、構成員及び協力企業から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。なお、構成員又は協力企業のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の構成員又は協力企業で分担することは差し支えない。
- 3) 応募者は、構成員の中から応募者の代表を務める者（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が入札参加手続きを行うこととする。なお、代表企業は、本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件を全て満たす者とする。
- 4) 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。ただし、運営事業者から焼却残さ等の運搬・資源化等のみを受託する者は、この限りではない。
- 5) 本事業の設計・建設業務又は運営・維持管理業務を行う企業（下請企業を含む）のうち、関係市町に本店を置く地元企業を、各市町において1社以上含むこと。なお、地元企業が行う業務は限定しない。
- 6) 構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。
- 7) 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。

上記の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則（平成18年総務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、次にいう役員とは、社外役員、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 8) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加資格要件

1) 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業となることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (イ) 入札参加年度における関係市町いずれの競争入札参加資格者名簿に登録されていない者
- (ウ) 関係市町のいずれかで指名停止措置を受けている者
- (エ) P F I 法第 9 条の各号の規定に該当する者
- (オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (カ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (キ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (ク) 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- (ケ) 会社更生法第 17 条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）がなされている者
- (コ) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者
- (サ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (シ) 請け負う業務に応じた必要な許認可や資格を保有しない者又は有資格者や技術者を配置できない者
- (ス) 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
- (セ) 組合が設置する委員会の委員が所属する企業

2) 各業務を行う者の要件

同一業務を複数企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が当該業務に係る要件を全て満たすこと。ここでの業務とは(ア)から(イ)までの個別の業務をいう。また、(ア)と(イ)の主たる業務を行う1社は同一企業であってはならない。ただし、(イ)の主たる業務を行う企業が(ア)の建築物等の設計業務を実施することを妨げるものではない。

(ア) 本件施設の建築物等の設計・建設を行う者の要件

本件施設の建築物等の設計・建設を行う者は、次に示す要件を全て満たすこと。ただし、設計業務と建設業務を異なる企業が実施する場合には、設計業務は②及び③の要件を、建設業務は①、④、⑤及び⑥の要件を、それぞれ業務において満たすこと。

- ① 関係市町いずれかの入札参加資格（建設工事 工種：建築一式工事）の登録がされた者であること。
- ② 建築物等の設計業務を実施する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。なお、担当する有資格者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- ③ 建築物等の設計業務を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（第2章1.（6）に規定する処理方式に限る）に係る設計の実績があること。
- ④ 建築物等の建設業務を実施する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,300点以上であること。
- ⑤ 建築物等の建設業務を実施する者は、建築一式工事について建設業法第26条に規定する監理技術者であって、一級建築施工管理技士の資格を有するものを専任で配置できること。なお、有資格者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- ⑥ 建築物等の建設業務を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（第2章1.（6）に規定する処理方式に限る）の建設を担当した実績があること。

(イ) 本件施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

本件施設のプラントの設計・建設を行う者は、次に示す要件を全て満たすこと。

- ① 関係市町いずれかの入札参加資格（建設工事 工種：清掃施設工事）の登録がされた者であること。
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- ③ 参加資格確認基準日において、次の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設（第2章1.（6）に規定する処理方式に限る）の竣工実績を元請として有すること。なお、平成12年

4月1日以降に契約かつ竣工した実績に限る。

- i 1炉当たり 65 t/日以上かつ構成が2系列以上でボイラ・タービン式発電設備を有するもの。
- ii 処理方式をストーカ式焼却炉、流動床式焼却炉、シャフト炉式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉のいずれかとするもの。ただし、応募する処理方式に限る。

- ④ 清掃施設工事について建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、有資格者は企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者であること。

(ウ) 本件施設の運営・維持管理業務を行う者の要件

本件施設の運営・維持管理業務を行う者は、次に示す要件を全て満たすこと。また、主たる業務を行う1者は構成員とすること。

- ① 関係市町いずれかの入札参加資格の登録がされた者であること。
- ② 参加資格確認基準日において、次の条件を全て満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第9条の3に規定する一般廃棄物処理施設(第2章1.(6)に規定する処理方式に限る)の運転実績を元請(応募者の構成員が出資した特別目的会社から直接受託したものを含む。)として有すること。なお、平成12年4月1日以降に契約かつ竣工した施設において契約した運転実績に限る。
 - i 1炉当たり 65 t/日以上かつ構成が2系列以上でボイラ・タービン式発電設備を有するもの。
 - ii 処理方式をストーカ式焼却炉、流動床式焼却炉、シャフト炉式ガス化溶融炉、流動床式ガス化溶融炉のいずれかとするもの。ただし、応募する処理方式に限る。
- ③ 廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有し、ボイラ・タービン式発電設備を設置した連続運転式一般廃棄物処理施設(第2章1.(6)に規定する処理方式に限る)で、1炉当たり65t/日以上かつ構成が2系列以上の施設(1年以上の稼働及び1系列当たり90日間以上の連続運転実績を有する施設に限る。)の現場総括責任者(施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者)としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。また、運営開始2年後以降に変更が生じる場合は、同様の要件を満たす者又は本件施設での現場統括責任者に次ぐ職責の経験を2年以上有する技術者を配置できること。
- ④ 本件施設の運営・維持管理に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(エ) 残さの運搬を行う者の要件

残さの運搬を行う者は、構成員又は協力企業とし、次に示す要件を全て満たすこと。

- ① 関係市町いずれかの入札参加資格の登録がされた者であること。
 - ② 運営開始時に残さ運搬業務を実施するために必要十分な施設（残さを運搬するための車両等）を所有していること。
 - ③ 運営開始時に残さ運搬業務を実施するための必要な許認可を取得していること。
- (d) 残さの資源化等を行う者の要件
- 残さの資源化等を行う者は、構成員又は協力企業とし、次に示す要件を全て満たすこと。
- ① 関係市町いずれかの入札参加資格の登録がされた者であること。
 - ② 参加表明書の提出期限日において、提案する残さの資源化等施設（セメント原料化施設等）が稼働していること。
 - ③ 提案する残さの資源化等施設において、残さ資源化等業務を実施するための必要な許認可を取得していること。

3) 参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。
- (イ) 落札者決定日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- (ウ) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、組合は落札者決定を取り消すことができる。この場合において、組合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5. 審査の機関

組合は、応募者の事業提案を公平に専門的知見に基づいて審査するため、委員会を設置する。

本事業について組合が設置する委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った者は失格とする。

岐阜羽島衛生施設組合一般廃棄物処理施設整備・運営事業者選定委員会委員

氏名	所属・役職
藤吉 秀昭	一般財団法人日本環境衛生センター 副理事長
守富 寛	守富環境工学総合研究所 所長
二宮 善彦	学校法人 中部大学 工学部 応用化学科 教授
小林 信介	国立大学法人 東海国立大学機構 岐阜大学 大学院工学研究科 准教授
大成 利広	岐阜聖徳学園大学 経済情報学部 教授
長屋 敏樹	岐阜市 環境部 部長
番 勝彦	羽島市 生活環境部 部長
三輪 学	岐南町 総合政策部 部長
堀 仁志	笠松町 企画環境経済部 部長

(敬称略・順不同)

6. 落札者決定後の手続き

(1) 基本協定の締結

組合と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。なお、特別目的会社は次の要件を全て満たさなければならない。

- 1) 特別目的会社の本店所在地は関係市町内としなければならない。
- 2) 運営事業者への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。
- 3) 民間事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。
- 4) 特別目的会社の株主は、組合の同意なくして特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

(3) 契約内容に関する協議

組合と落札者は、基本協定締結後、事業契約の締結に向け契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案(入札説明書で示す。)の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 想定されるサービスの水準・仕様

民間事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の入札説明書等に示す複合施設の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うものとする。

2. 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と民間事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・建設業務、運営・維持管理業務に伴うリスクは、原則として民間事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

組合と民間事業者のリスク分担は、原則として「添付資料-4 リスク分担（案）」によるものとする。なお、その詳細については、入札説明書等において示す。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

組合又は民間事業者のいずれかが責任を負うべきリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額を負担することとする。

また、一定額までは民間事業者が責任を負うとしたリスクや、組合及び民間事業者が共同して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、事業契約に示す契約条件等のおりとする。

3. 組合による事業の実施状況の監視

組合は、民間事業者が実施する複合施設の設計・建設及び運営・維持管理段階における全ての業務について、監視を行う。監視の方法、内容等については、入札説明書等において示す。

また、民間事業者の提供する設計・建設業務及び運営・維持管理業務に係るサービスが十分に達せられない場合、組合は、民間事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

4. 地域への貢献

民間事業者は複合施設の設計・建設業務及び運営・維持管理に当たっては次の項目に留意すること。

- (1) 関係市町に本店を置く地元企業への工事発注
- (2) 関係市町での雇用促進の配慮
- (3) 関係市町に本店を置く地元企業からの用役、材料の調達についての配慮
- (4) 複合施設周辺の住民や地元企業との信頼性の構築

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 立地に関する事項

複合施設の建設予定地の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書に示す。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 1) 建設場所 | 岐阜県羽島市福寿町平方地区 |
| 2) 用途地域 | 準工業地域 |
| 3) 防火地域 | 指定なし |
| 4) 高度地区 | 指定なし |
| 5) 敷地面積 | 全敷地面積：約 31,500 m ² |
| 6) 建ぺい率 | 60%以下 |
| 7) 容積率 | 200%以下 |
| 8) その他 | 敷地西側は河川保全区域に該当する |

2. 計画に関する事項

複合施設の規模の概要は次のとおりであり、詳細については要求水準書に示す。

(1) 本件施設

工場棟 処理能力：65t/日×2炉（130t/日）

管理棟

計量棟 他

(2) 関連施設

地域貢献施設

多目的広場

第6章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

組合が入札手続きにおいて配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び落札者が提出した事業提案書並びに組合と民間事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、組合と民間事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。

2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、岐阜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は民間事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、事業契約を解除することができる。
- (2) 民間事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により組合が事業契約を解除した場合、民間事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

2. 組合の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- (1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により民間事業者が事業契約を解除した場合、組合は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 不可抗力その他組合又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び民間事業者は、事業継続の可否について協議する。
- (2) 設計・建設業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運營業務委託契約についても解除することができる。
- (3) 運営・維持管理期間においては、組合及び民間事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運營業務委託契約を解除することができる。

4. その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するに当たり、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。なお、現時点では、本事業を実施する民間事業者に対する法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

民間事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる場合には、それによることとする。現時点では、本事業に関して民間事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3. その他

組合は、民間事業者が本事業を実施するに当たり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力するものとする。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、組合は民間事業者との協議により対応を検討することとする。

第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

事業契約については、建設工事請負契約の組合議会での議決を得た後に締結する。

2. 入札参加に係る費用負担

入札参加に係る費用は、応募者の負担とする。

3. 実施方針等の公表に関する事項

(1) 担当部署

岐阜羽島衛生施設組合 施設建設推進課
郵便番号 500-8266
住所 岐阜県岐阜市境川 5 丁目 147 番地
電話番号 058-278-7320
E-mail gh-kensetsu19@almond.ocn.ne.jp

(2) 実施方針等に関する意見等の受付

実施方針等に関する質問、意見又は提案の受付及びこれらに対する回答の公表の方法については、次の1)から5)までに掲げるとおりとする。

1) 受付期間

令和4年1月7日(金)から令和4年1月28日(金)午後5時まで

2) 提出先

前記3.(1)に同じ

3) 提出方法

実施方針及びその添付資料並びに要求水準書(案)に関する意見又は質問を簡潔にまとめ、ホームページに公表する別添様式(Microsoft Excel形式)に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し送付すること。なお、E-mailの送信後には、前記3.(1)の担当部署に電話で電子メールの着信を必ず確認すること。

4) 回答方法

質問に対する回答は、回答公表予定日に組合のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。なお、公平性及び透明性を確保するため、実施方針等の内容について電話での直接回答は行わない。

5) 回答公開予定日

令和4年2月28日(月)

(3) 実施方針の変更

組合は、民間事業者からの意見等を踏まえ、PFI法第7条の規定に基づき行う特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、変更を行うことがあるものとする。

実施方針の大幅な変更を行った場合には、組合のホームページへの掲載その他適宜の方法により公開する。

4. その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行う。

ホームページ <http://ghesk.jp>

(2) 問い合わせ先

上記3.(1)と同じ。

なお、実施方針等の内容について電話での直接回答は行わない。

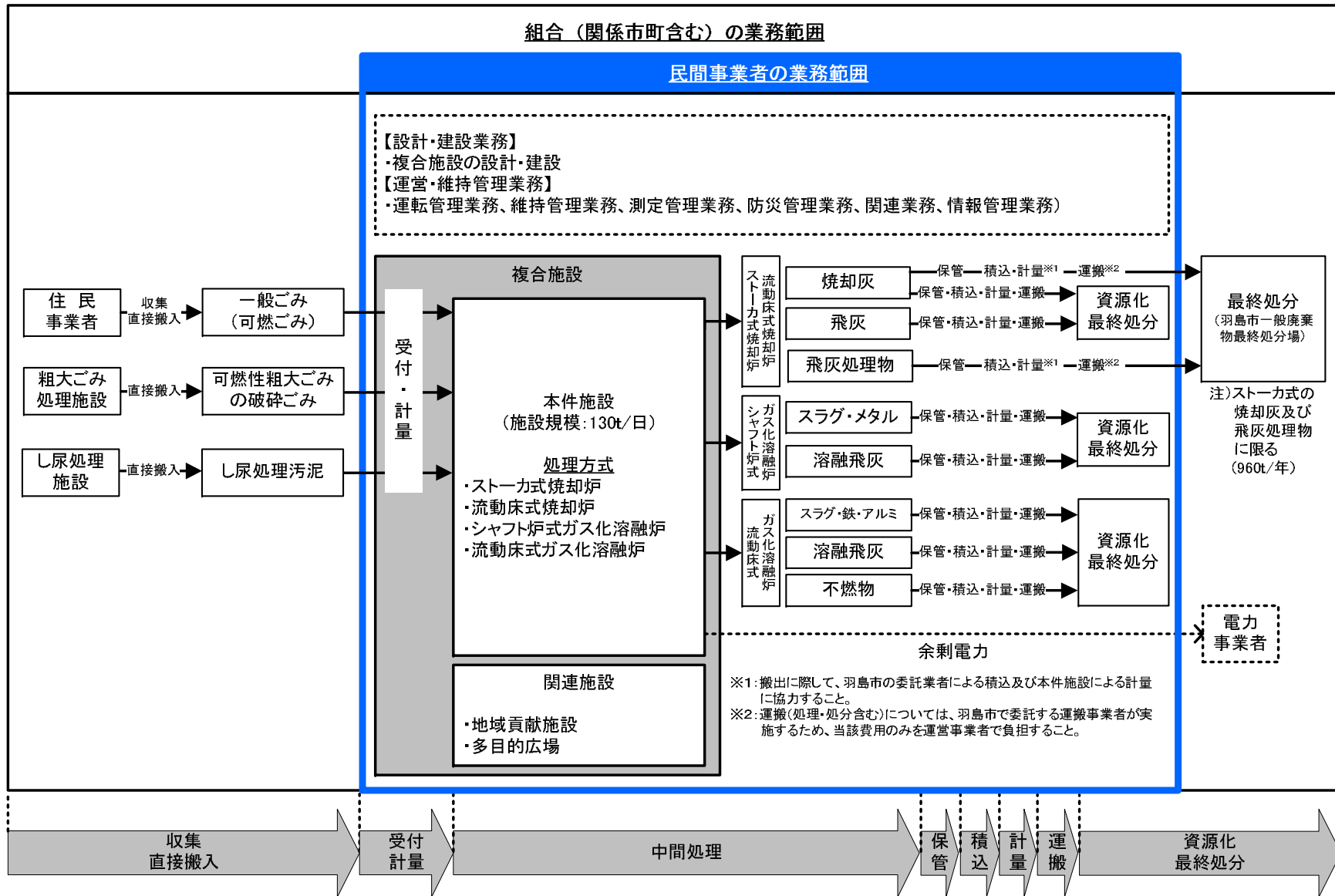
添付資料-1 事業実施区域



縮尺 A4 : 1/1500

凡例	
	敷地境界
	河川保全区域

添付資料-2 事業範囲



添付資料-3 契約スキーム

項目	内容	
契約スキーム図 (例)	<p>【残さ】焼却方式：焼却灰、焼却飛灰、ガス化溶融方式：溶融飛灰</p>	
事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、残さ運搬業務委託契約、残さ資源化等業務委託契約	
組合の支払対価	設計・建設費、運営・維持管理費、残さ運搬業務委託費、残さ資源化等業務委託費	
事業者の収入	建設事業者	組合から支払われる設計・建設費
	運営事業者	組合から支払われる運営・維持管理費、残さ売却益 (ガス化溶融の場合)、地域貢献施設内での物品販売収入、関連施設でのイベント収入
	残さ運搬業務を行う企業	組合から運営事業者を支払われる残さ運搬業務委託費
	残さ資源化等業務を行う企業	組合から運営事業者を支払われる残さ資源化業務委託費

注) 建設事業者のうち本件施設のプラントの設計・建設を行う者及び本件施設の運営・維持管理業務を受託する者は、特別目的会社への出資を義務づける。

添付資料-4 リスク分担（案）

リスクの種類		No.	リスクの内容	リスク分担		
				組合	事業者	
共通	公募手続リスク	1	募集要項及び付属書類の誤り、手続に関するリスク。	○		
		2	組合の帰責事由により事業者と契約締結できないリスク又は契約締結に時間を要する場合。	○		
		3	事業者の帰責事由により組合と契約締結できないリスク又は契約締結に時間を要する場合。		○	
		4	施設建設・運営・維持管理業務の実施に関する議会不承認。	○		
	制度関連リスク	法令変更リスク	5	本事業の施設建設・運営・維持管理業務に係わる法令の変更・新設に関するリスク。	○	
			6	上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更・新設に関するリスク。		○
		税制変更リスク	7	消費税に関する変更又は事業者に課される税金のうち、その利益に課されるもの以外に関する税制度の変更リスク。	○	
			8	本事業に関する新税の成立や税率の変更のうち、事業者の費用増加が明らかで、事業者による増加抑制が不可能なもの。	○	
			9	事業者に課される税金のうち、その利益に課されるものの税制度の変更。		○
		許認可の取得等	10	建設や運営・維持管理に当たって、組合が取得すべき許認可の取得の遅延等による費用の増加。	○	
			11	建設や運営・維持管理に当たって、事業者が取得すべき許認可の取得の遅延等による費用の増加。		○
		交付金等	12	事業者事由により想定されていた交付金額が交付されない場合のリスク。		○
			13	上記以外の事由により想定されていた交付金額が交付されない場合のリスク。	○	
		社会リスク	周辺住民への対応	14	組合の提示条件や複合施設を整備することそのものに対する地域住民の要望、訴訟等に起因する費用の増加等。	○
	15			事業者が提案内容に基づき行う調査・設計・建設・運営・維持管理業務に対する地域住民の要望、訴訟等に起因する費用の増加等。		○
	環境保全		16	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音・振動・悪臭・有害物質の排出等）への対応。		○
	第三者賠償		17	組合の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任。	○	
		18	事業者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任。		○	
	経済リスク	資金調達	19	本事業の実施に必要な資金の確保に関するリスク。	○	
		物価変動	20	一定範囲を超える物価変動による事業者の費用の増減に関するリスク。	○	
			21	一定範囲内の物価変動による事業者の費用の増減に関するリスク。		○
	債務不履行リスク	本事業の中止・延期	22	組合の判断等により本事業を中止・延期する場合のリスク。	○	
		構成員に関するリスク	23	事業者の構成員・協力企業等の業態悪化等に起因し、本事業の実施が困難になった場合のリスク。		○
	下請業者管理リスク	24	事業者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの。		○	
	不可抗力リスク	25	計画段階で想定しない暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・落雷等の自然災害及び戦争・騒擾・騒乱・暴動・疫病その他の人為的な現象による施設の損害、運営・維持管理業務の変更・中止。	○	△	
	設計リスク	測量・調査リスク	26	組合が実施した測量・地質調査等に不備があった場合。	○	
			27	事業者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合。		○
		設計リスク	28	組合が提示した設計に関する与条件又は要求水準の内容に不備があった場合。	○	
			29	事業者が実施した設計に不備があった場合。		○
		設計変更リスク	30	組合の指示により要求水準を超える内容の設計変更を行うことによる工事の遅延や事業者の費用増加等。	○	
	31		事業者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や事業者の費用増加等。		○	
	用地リスク	用地の瑕疵リスク	32	事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は事業者の費用増加等。	○	
		地盤・地質リスク	33	当初調査では予見不可能な地質・地盤の状況により工期や工法が影響を受ける場合。	○	

○:主負担、△:従負担、空欄:負担なし

リスクの種類		No.	リスクの内容	リスク分担	
				組合	事業者
建設 段階	着工遅延リスク	34	組合の事由による着工遅延リスク。	○	
		35	事業者事由による着工遅延リスク。		○
	工事費の増加	36	組合の指示や変更等、組合の事由による工事費の増加。	○	
		37	事業者の帰責事由による工事費の増加。		○
	完成遅延リスク	38	組合の指示や変更等、組合の帰責事由により事業契約に規定される期日までに完工しない場合。	○	
		39	事業者の帰責事由により、契約期日までに完工しない場合。		○
性能未達	40	試運転・完工検査等の結果、複合施設が事業契約等に規定される性能を満たさない場合。		○	
工事監理	41	事業者が実施する工事監理の不備による工事内容・工期等が変更される場合。		○	
運営・ 維持管理 段階	施設契約不適合リスク	42	事業契約に規定される契約不適合責任を負う期間内に複合施設の契約不適合が発見された場合。		○
		43	事業契約に規定される契約不適合責任を負う期間外に複合施設の契約不適合が発見された場合。	○	
	施設損傷リスク	44	複合施設の設計・建設業務に起因するもの。		○
		45	事業者の善管注意義務違反がない限りにおける、処理不適物の混入に起因するもの。	○	
		46	事業者の善管注意義務違反による処理不適物の混入に起因するもの。		○
		47	複合施設の劣化・老朽化に対して事業者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合。		○
		48	組合の帰責事由により複合施設が損傷した場合。	○	
		49	事業者の帰責事由により複合施設が損傷した場合。		○
	施設改修等リスク	50	組合、事業者のいずれの帰責事由によらない事故や火災等により、複合施設が損傷した場合。	○	
		51	組合の帰責事由により、複合施設の改修等が必要となった場合(ごみの質・量に関するリスクを除く)。	○	
	ごみ等の質・量に関するリスク	52	要求水準の未達等、事業者の帰責事由により複合施設の改修等が必要となった場合。		○
		53	当初想定したごみ等の質・量から実際のごみの質・量が著しく変動した場合。	○	
	運営・維持管理費増大リスク	54	当初想定したごみ等の質・量から実際のごみの質・量の変動が軽微な場合。		○
		55	組合の帰責事由又はごみの質・量の変動・物価変動以外の要因により、事業者の運営・維持管理費用が増大するリスク。		○
	要求水準未達等	56	事業者の行う運営・維持管理業務の内容が要求水準を満たさない場合。		○
土壌汚染	57	本事業の実施に伴い発生した土壌汚染に関するもの。		○	
業務内容変更リスク	58	組合の指示等による運営・維持管理業務の変更に関するもの(ごみの質・量に関するものは除く)。	○		
支払遅延・不能リスク	59	組合の帰責事由によるサービス購入料の支払遅延・不能。	○		
終了時	施設の性能	60	事業期間終了時において、要求水準に示す複合施設の性能の保持。		○
	終了手続	61	事業終了時の手続に関する諸費用の発生及びSPCの清算に必要な費用の負担。		○

○：主負担、△：従負担、空欄：負担なし